

公 告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり実施方針の策定の見通しを公表する。

令和 6 年 6 月 24 日

春日井市長 石 黒 直 樹

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
春日井市西部地区新調理場整備・運営事業	事業契約締結の日から令和 25 年 8 月（予定）	学校給食共同調理場の整備・運営業務	春日井市四ツ家町字二ツ杵 127 番地外	令和 6 年 9 月（予定）